

熊本県情報公開審査会の答申(平成17年4月18日付け答申第84号)の概要

1 事案の概要

- (1) 平成15年8月18日、熊本県知事(以下「実施機関」という。)に対して、「県道と仁山鹿線工事の陳情書、期成会・地権者会議出席簿」及び「駐車場買収の件」の開示請求があった。
- (2) 平成15年8月29日、この開示請求に対して、実施機関(担当:鹿本地域振興局土木部)は、全部改正前の熊本県情報公開条例(以下「旧条例」)に基づき、次の文書①については部分開示の決定を行い、旧条例第8条第2号(個人情報)に該当する部分を除き本件行政文書を開示した。また、次の文書②及び③については、本件請求文書が存在しないことを理由に不開示の決定を行った。
 - ①「平成7年8月付けで熊本県山鹿土木事務所長(当時)宛て、提出された県道と仁山鹿線道路改良工事要望に伴う陳情書」(以下「本件行政文書」という。)
 - ②「県道と仁山鹿線工事の期成会・地権者会議出席簿」(以下「本件請求文書1」という。)
 - ③「駐車場買収の件」(以下「本件請求文書2」という。)
- (3) 平成15年9月5日、異議申立人は上記①については本件行政文書とは異なる別の陳情書(本件請求文書3)が存在するはずであるとして、また、上記②及び③については本件請求文書1及び2が存在するはずであるとして、異議申立てを行った。
- (4) 平成15年10月2日、実施機関は、この異議申立てに対する決定を行うに当たり、当審査会に諮問を行った。
- (5) 今回の答申は、この諮問に対するものである。

2 主な争点

実施機関は、本件請求文書を保有しているか。

3 当事者の主張の要旨

異議申立人の主張の要旨	実施機関の主張の要旨
<ol style="list-style-type: none">① 平成13年7月に、実施機関が開示決定したものとは異なる別の陳情書と地権者会議の出席者名簿を見た。② 道路改良工事が完了していないのに、工事にかかわる文書が廃棄されたとは思えない。③ 請求対象の地番の土地が買収されたと聞いた。また、土地上の物件が補償されたと聞いた。	<ol style="list-style-type: none">① 部分開示決定を行った文書は、平成13年7月に山鹿市から入手したものである。② 異議申立人が主張する、部分開示決定の対象とした陳情書と異なる別の陳情書は管理していない。③ 期成会・地権者会議出席簿は現存しない。関係文書綴りも保存年限満了により廃棄されており、請求のあった文書を取得したか否か確認できない。④ 対象地は買収していないし、土地上の物件の補償契約も結んでいない。よって、請求された文書は作成していない。

4 答申の概要

(1) 審査会の結論

実施機関が、対象文書として本件行政文書を特定したことは妥当である。また、実施機関が、本件請求文書1及び2について、不存在を理由として不開示とした決定は妥当である。

(2) 審査会の判断の要旨

ア 本件請求文書1

平成7年度の文書受付発送簿が、保存年限満了により廃棄済みであることから、実施機関が、請求文書を取得したかどうか確認することはできない。しかし、仮に、平成7年に請求文書を取得していたとしても、保存年限満了により廃棄されたと推測される。このように、請求文書の取得の有無から廃棄に至る経緯を確定させることはできないが、請求文書が存在しないとする実施機関の説明に不自然な点は認められない。

また、当審査会は、本件請求文書の存在・不存在及び関連文書の管理状況を確認するため、鹿本地域振興局土木部の書庫等の調査を行った。しかし、本件請求文書に該当するものは確認できなかった。

よって、実施機関が請求文書を保有しているとは認められない。

イ 本件請求文書2

対象地は、異議申立人の所有地であり、実施機関は、当該土地を利用する権利を取得していない。また、道路改良事業は対象地周辺のみが未施工の状態である。このように、対象地は未買収であるために本件請求文書を作成していないという実施機関の説明に不自然な点は認められない。

また、当審査会は、本件請求文書の存在・不存在及び関連文書の管理状況を確認するため、鹿本地域振興局土木部の書庫等の調査を行ったが、対象地の買収等の実績は確認できなかった。

よって、実施機関が請求文書を保有しているとは認められない。

ウ 本件請求文書3

平成7年度の文書受付発送簿が、保存年限満了により廃棄済みであることから、実施機関が当時、請求文書を取得したかどうか確認することはできない。

しかし、仮に、平成7年に請求文書を取得していたとしても、保存年限満了により廃棄されたと推測される。このように、請求文書の取得の有無から廃棄に至る経緯を確定させることはできないが、請求文書が存在しないとする実施機関の説明に不自然な点は認められない。

実施機関は、本件行政文書は業務の必要により、平成13年7月に山鹿市役所から取得したものであり、これと異なる別の陳情書は管理していないため、当該文書を開示請求に係る対象文書として特定したとしているが、この説明にも不自然な点は認められない。

また、当審査会は、本件請求文書の存在・不存在及び関連文書の管理状況を確認するため、鹿本地域振興局土木部の書庫等の調査を行った。しかし、本件請求文書に該当するものは確認できなかった。

よって、実施機関が請求文書を保有しているとは認められない。

実施機関	：熊本県知事（鹿本地区振興局土木部）
問日名	：平成15年8月18日（答申第84号）
問案	：道示2会議
答事	：開示2会議

答 申

第1 審査会の結論

- 1 熊本県知事（以下「実施機関」という。）が「県道と仁山鹿線〇〇〇工事の陳情書」として、「平成7年8月付けで熊本県山鹿土木事務所長（当時）宛て、提出された県道と仁山鹿線〇〇〇道路改良工事要望に伴う陳情書」（以下「本件行政文書」という。）を特定したことは妥当である。
- 2 実施機関が「県道と仁山鹿線〇〇〇工事の期成会・地権者会議出席簿」（以下「本件請求文書1」という。）及び「〇〇〇駐車場買収の件」（以下「本件請求文書2」という。）について、不存在を理由として不開示とした決定は妥当である。

第2 諮問に至る経過

- 1 平成15年8月18日、異議申立人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、「県道と仁山鹿線〇〇〇工事の陳情書、期成会・地権者会議出席簿」及び「〇〇〇駐車場買収の件」について行政文書の開示請求を行った。
- 2 平成15年8月29日、実施機関は、開示請求に係る行政文書として、本件行政文書を特定し、条例による全部改正前の熊本県情報公開条例（昭和61年熊本県条例第37号。以下「旧条例」という。）第8条第2号に該当することを理由に部分開示の決定（以下「本件部分開示決定」という。）を、また、本件請求文書1及び2が存在しないことを理由に不開示の決定（以下「本件不開示決定」という。）を行った。
- 3 平成15年9月5日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、本件部分開示決定及び本件不開示決定を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。
- 4 平成15年10月2日、実施機関は、この異議申立てに対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 異議申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨
異議申立ての趣旨は、本件部分開示決定及び不開示決定を取り消し、本

件請求文書1及び2並びに本件行政文書とは異なる異議申立人が確認した別の陳情書（以下「本件請求文書3」という。）を開示することを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び口頭意見陳述の中で述べている異議申立ての理由を要約すれば、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成13年7月に、実施機関が開示決定したものとは異なる別の陳情書と地権者会議の出席者名簿を山鹿市役所を見た。これらの文書を開示して欲しい。
- (2) 道路改良工事が完了していないのに、工事にかかわる文書が廃棄されたとは思えない。
- (3) 請求対象の地番(〇〇〇)の土地は、私の所有地である。電柱移転の際に、私の土地は買収されたと聞いた。また、土地使用者所有の物件が補償されたと聞いた。

第4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関の部分開示決定及び不開示決定の理由説明書、口頭での説明の内容を要約すれば、おおむね次のとおりである。

1 本件部分開示決定に係る旧条例第8条第2号（個人情報）該当性

陳情書記載の氏名、印影は、個人に関する情報であって特定の個人が識別されるので不開示とした。

2 本件部分開示決定の対象文書について

- (1) 部分開示決定を行った文書は、平成13年7月に山鹿市建設課から入手したものである。
- (2) 異議申立人が主張する、部分開示決定の対象とした陳情書と異なる別の陳情書は管理していない。

3 本件不開示決定に係る対象文書不存在理由

- (1) 期成会・地権者会議出席簿は現存しない。関係文書綴りも保存年限（3年）満了により廃棄されており、請求のあった文書を取得したか否か確認できない。
- (2) 一般的に、陳情書に期成会等の出席簿が添付されることはない。
なお、仮に、出席簿が提出された場合、当該文書の保存期間は3年である。また、文書の性質から、1年という可能性もある。
- (3) 対象地は買収していない。当該土地上の物件の補償契約は結んでいない。また、通常、用地買収に当たっては、土地と物件は同時契約を行うため、土地上の物件だけ契約を結ぶケースは考えられない。よって、請求された文書は作成していない。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張する内容及び実施機関の理由説明の内容

などを踏まえ、実施機関の決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件公共事業の概要について

県道和仁山鹿線は、三加和町と山鹿市石の国道443号を結ぶ、実延長12.7キロの一般県道である。

鹿本地域振興局土木部（旧山鹿土木事務所）は、管内の本路線の現道幅員拡幅のため、平成5年に単独事業の道路改良事業に着手した。今回の開示請求に係る工事箇所は、平成7年の地元からの要望に基づき、同事業の延伸区間として事業に着手した部分である。

なお、当該工事箇所の用地買収は、異議申立人が所有する土地以外すべて完了し、工事も当該土地の周辺を除き平成13年9月に完了している。

2 本件行政文書及び請求文書について

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、県道改良事業の早期着工に向けて結成された地元期成会の、平成7年8月付けで実施機関あてに早期の事業着手を要望する陳情書である。陳情書には、期成会の役員名簿、期成会規約、位置図（陳情箇所を図示したもの）及び陳情箇所の現況写真が添付されている。

なお、本件行政文書は、平成7年8月に実施機関が取得したものではなく、山鹿市役所が管理していた文書の写しを実施機関が平成13年7月に取得したものである。

(2) 本件請求文書1について

本件請求文書1は、県道和仁山鹿線〇〇〇工事の期成会・地権者会議の出席簿である。

(3) 本件請求文書2について

本件請求文書2は、異議申立人が所有する駐車場用地（山鹿市〇〇〇）に関する土地売買等契約書である。

(4) 本件請求文書3について

本件請求文書3は、本件行政文書とは異なる異議申立人が確認した別の陳情書である。

3 書庫等の調査について

(1) 調査結果

実施機関は、本件請求文書1から3は存在しないと説明している。そこで、当審査会では、本件請求文書の存在・不存在及び関連文書の管理状況を確認するため、事務局職員をして鹿本地域振興局土木部の書庫等の調査を行わせた。しかし、本件請求文書1から3に該当するものは確認できなかった。

(2) 関連文書の管理状況

ア 本件請求文書1及び3

平成7年度の県道和仁山鹿線（〇〇〇）道路改良事業に関する文書綴り及び平成7年度以降の同事業に関する文書綴りを中心に調査した

が、工事関係文書（設計書、契約書等）綴り以外保存されていなかった。

「陳情書綴り」という簿冊に、平成14年度以降に実施機関が取得した陳情書及び要望書等15件が綴られていた。なお、要望書の中には、文書受付発送簿に登録されているものもあれば、登録されていないものもあった。

陳情書等の管理状況を確認するために、文書受付発送簿（平成7年度分）の存否を確認したが、保存年限（3年）満了により廃棄されていた。

イ 本件請求文書2

鹿本地域振興局土木部が公共事業用地として取得した土地及び当該土地上の物件等の補償の実績が、それぞれ、土地台帳、補償台帳として、年度ごと、路線ごとに整備されていた。

県道と仁山鹿線単県道路改良事業（山鹿市〇〇〇）に係る用地取得を開始した平成8年度から12年度の各台帳を調査したが、対象地（山鹿市〇〇〇）の買収や対象地上の物件等の補償の実績はなかった。

4 本件請求文書の存在・不存在について

(1) 本件請求文書1

平成7年度の文書受付発送簿が、保存年限（3年）満了により廃棄済みであることから、実施機関が、請求文書を取得したかどうか確認することはできない。

しかし、仮に、平成7年に請求文書を取得していたとしても、保存年限（3年）満了により廃棄されたと推測される。

このように、請求文書の取得の有無から廃棄に至る経緯を確定させることはできないが、請求文書が存在しないとする実施機関の説明に不自然な点は認められない。

また、当審査会の調査でも請求文書の存在は確認できなかった。

よって、実施機関が請求文書を保有しているとは認められない。

(2) 本件請求文書2

対象地は、異議申立人の所有地であり、実施機関は、当該土地を利用する権利を取得していない。

また、道路改良事業は対象地周辺のみが未施工の状態である。

このように、対象地は未買収であるために本件請求文書を作成していないという実施機関の説明に不自然な点は認められない。

また、当審査会の調査でも対象地の買収等の実績は確認できなかった。

よって、実施機関が請求文書を保有しているとは認められない。

(3) 本件請求文書3

平成7年度の文書受付発送簿が、保存年限（3年）満了により廃棄済みであることから、実施機関が当時、請求文書を取得したかどうか

確認することはできない。

しかし、仮に、平成7年に請求文書を取得していたとしても、保存年限（3年）満了により廃棄されたと推測される。

このように、請求文書の取得の有無から廃棄に至る経緯を確定させることはできないが、請求文書が存在しないとする実施機関の説明に不自然な点は認められない。

実施機関は、本件行政文書は業務の必要により、平成13年7月に山鹿市役所から取得したものであり、これと異なる別の陳情書は管理していないため、当該文書を開示請求に係る対象文書として特定したとしているが、この説明にも不自然な点は認められない。

また、当審査会の調査でも本件行政文書以外に該当する文書の存在は確認できなかった。

よって、実施機関が請求文書を保有しているとは認められない。

5 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県情報公開審査会

会	長	益田敬二郎
会長職務代理者		大江 正昭
委	員	林田美恵子
委	員	前田 和美
委	員	渡邊 榮文

審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成15年10月 2日	・ 諮問（第120号・第121号）
平成15年11月 5日	・ 実施機関から部分開示決定の理由説明書及び不開示決定の理由説明書を受理
平成16年11月24日	・ 審議
平成16年12月22日	・ 異議申立人の口頭意見陳述及び審議
平成17年 1月26日	・ 実施機関からの対象文書不存在理由等の聴取及び審議
平成17年 2月25日	・ 審議

平成 1 7 年 3 月 2 4 日

・ 審 議